

家畜衛生だより号外

平成31年3月15日

紀北家畜保健衛生所

電話 073 (462) 0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739 (47) 0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735 (58) 1481

鳥取県内の野鳥から

低病原性鳥インフルエンザ ウイルス検出！

今般、鳥取県内の野鳥から、低病原性鳥インフルエンザウイルスが2例検出されました。

1例は、鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥（生体）からでH7H7亜型、もう1例は、同県鳥取市で採取された野鳥の糞便からでH5N1亜型です。

今季は、平成30年11月に愛知県内の野鳥から検出されて以降の本病ウイルスの確認となります。

また、韓国では、平成30年10月以降、野鳥から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H3、H5及びH7亜型）が50例以上検出されており、本病ウイルスの我が国の家きん飼養農場への侵入リスクは極めて高い状況が続いています。

改めて、飼養衛生管理基準の確認および遵守の徹底をお願いします

- 人・物・車両によるウイルスの持込みを防止しましょう
ウイルスはどこにでもあると考え、衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒を徹底しましょう。衛生管理区域は専用の衣服、靴を着用し、家きん舎ごとに専用の靴を使用しましょう。
- 野生動物の侵入防止対策を徹底しましょう
 - ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕を行いましょ。
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓を行いましょ

死亡羽数が急激に増加したり、いつもと違う症状を見つけたら、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください！

